「横浜市広告付案内サイン・公衆無線LAN整備事業」 実施候補者特定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 「横浜市広告付案内サイン・公衆無線LAN整備事業」の実施候補者をプロポーザル方式により特定する場合の手続き等については、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱(以下「実施要綱」という。) に定めがあるもののほか、この実施要領に定めるものとする。

(実施の公表)

- 第2条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び事業説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。
 - (1) 当該事業の概要
 - (2) プロポーザルの手続き
 - (3) プロポーザルの提案書書式及び記載上の留意事項
 - (4) 評価委員会及び評価に関する事項
 - (5) その他必要な事項

(提案書の内容)

- 第3条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。
 - (1) 事業の実施体制
 - (2) 事業全体の考え方
 - (3) 広告事業
 - (4) 案内サイン
 - (5) 公衆無線LAN
 - (6) 実施工程
 - (7) 独自提案
 - (8) 男女共同参画及び市内中小企業の受注機会の増大に関する取組

(評価)

- 第4条 プロポーザルを特定するための評価項目は、次に掲げる項目とする。
 - (1) 事業全体に関する考え方
 - (2) 案内サイン
 - (3) 公衆無線LAN
 - (4) 独自提案
 - (5) 男女共同参画に関する取組
 - (6) 市内中小企業の受注機会の増大
 - 2 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。
 - 3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該事業実施に適した者を特定する。

4 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会)

第5条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
- (2) 評価の視点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認
- (3) 評価の集計及び報告
- (4) ヒアリング
- 2 評価委員会は、委員長及び副委員長のほか、次の委員で構成する。

都市整備局 副局長(委員長)

政策局 政策課担当課長

総務局 行政・情報マネジメント課セキュリティ担当課長

市民局ラグビーW杯・オリンピック・パラリンピック推進課担当課長

文化観光局 観光振興課長

道路局 企画課長

港湾局 賑わい振興課担当課長

都市整備局 総務課長(副委員長)

都市整備局 企画課長

都市整備局 都市デザイン室長

都市整備局 都心再生課長

都市整備局 景観調整課長

- 3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。
- 4 評価委員会は、委員の5分の4以上の出席がなければ開くことができない。
- 5 評価委員会において、最高得点の提案を最優秀提案として、二番目に高い得点の提案を優秀 提案として選定する。
- 6 委員長は、評価結果を都市整備局第一入札参加資格審査・業者選定委員会(以下、「選定委員会」という。) に報告するものとする。

(評価結果の審査)

- 第6条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。
 - (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと
 - (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと
 - (3) 最優秀提案を行った提案者を優先実施候補者、優秀提案を行った提案者を次点実施候補者として特定すること
 - (4) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項
 - (5) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
 - (6) その他必要な事項

附則

(施行期日)

1 この要領は、平成29年7月27日から施行する。

(読替規定)

2 実施要綱第1条、第2条第1項、第4条第1項、第7条、第8条、第13条、第14条第3項、 第16条第4項、第17条第4項、第18条第1項、プロポーザル参加指名通知書中「委託」とあ るのは「公募事業」、実施要綱第1条、第2条第1項、第3条、第4条、第5条第1項及び第2 項、第7条、第8条、第12条、第17条第1項及び第4項、第19条、第20条中「受託候補者」 とあるのは「実施候補者」、実施要綱第16条第2項及び第4項中「受託候補者」とあるのは「優 先実施候補者」、実施要綱第3条、第4条第2項、第5条第1項、プロポーザル関係書類提出要 請書中「業務」とあるのは「事業」、実施要綱第2条中「提案者」とあるのは「法人等」と読み 替える。